

市町村別 平成28年度 小型合併浄化槽補助金概要

市町村名 担当課 電話番号及び担当者	補助金 交付人槽	補 助 金 額					立会い	予 定 枠 そ の 他
		5人槽	7人槽	10人槽				
牧之原市 相良庁舎 環境課 (0548)53-2609 森田さん	5~10	199,000 365,000	248,000 455,000	328,000 602,000	事務所併用住宅、店舗併用住宅では、居住用面積および仕様により補助金額を決定します。		有り	切山下・中、勝田上、坂部第1~6地区は県費より上乗せあり。 (空港隣接地域振興事)
御前崎市 下水道課 (0537)85-1126 松井さん	5~10	700,000 332,000	900,000 414,000	1,400,000 548,000	御前崎・白羽地区 上記以外の地区	※1	有り	
菊川市 下水道課 (0537)35-0933 塚本さん	5~10	198,000 330,000	246,000 414,000	327,000 546,000	新築 (建物の建替えを伴わない単独)		有り	
面的整備事業	5~10	120,000	150,000	180,000	自治会ごとに改造を5件まとめると増額になります。			
吉田町 上下水道課 (0548)33-1100 久保田さん	5~10	332,000	414,000	548,000	新築 (建物の建替えを伴わない単独)		有り	
下水道区域でも補助金が出る場合あり	5~10	177,000	220,000	292,000	※2			
島田市 下水道課 (0547)35-7719 アガタさん	5~10	210,000 650,000	210,000 650,000	210,000 650,000	新築 (建物の建替えを伴わない単独)			
焼津市 環境管理センター (054)628-7408 渋谷さん	5~10	332,000 414,000	332,000 414,000	332,000 414,000	新築 (建物の建替えを伴わない単独)		有り	
藤枝市 下水道課 生活排水係 (054)644-8186 永嶋さん	5~10	200,000 600,000	200,000 600,000	200,000 600,000	新築 (建物の建替えを伴わない単独)		有り	
川根本町 町民生活課 (0547)56-2222 林さん	5~10	332,000 415,000	414,000 517,000	548,000 685,000	新築 (建物の建替えを伴わない単独)			
掛川市 下水道整備 (0537)21-1170	5~10	148,000 442,000	172,000 513,000	217,000 647,000	新築 (建物の建替えを伴わない単独)			
袋井市 下水道課 (0538)23-9219	5~10	325,000 670,000	403,000 830,000	535,000 1,100,000	新築 (建物の建替えを伴わない単独又は、汲み取りからの設置替え)			
特定集団推進地域 概要は※5参照	5~10	425,000 760,000	503,000 940,000	635,000 1,230,000	新築 (建物の建替えを伴わない単独又は、汲み取りからの設置替え)			
磐田市 下水道課 (0538)58-3282	5~10	332,000	332,000	332,000			有り	
森 町 生活環境課 (0538)85-6314 菅沼さん	5~10	332,000 414,000	414,000 516,000	548,000 684,000	新築 (建物の建替えを伴わない単独からの設置替え)		完成検査 有り	
湖西市 下水道課 (053)574-2211	5~10	332,000 666,000	414,000 729,000	548,000 864,000	新築 (建物の建替えを伴わない単独又は、汲み取りからの設置替え)		完成検査 有り	
浜松市 全区 問い合わせは、各区役所	5~10	171,000 765,000	207,000 850,000	267,000 1,035,000	新築 (建物の建替えを伴わない単独又は、汲み取りからの設置替え)		完成検査 有り	
※1 御前崎市では、旧浜岡地区について下水道計画区域内でも、補助金が出る場合がある為、都度役所へ相談して下さい。								
※2 吉田町では、下水道計画区域内でも、補助金が出る場合がある為、都度役所へ相談して下さい。								
※3 市町村によっては、併用住宅でも住居スペースの割合で補助が出ることもありますので、役所へ相談して下さい。								
※4 空白の市町村については、補助金額が決定していない為、都度役所へご確認ください。								
※5 (1)地域要件 下水道事業計画区域及び全体計画区域外の自治会または同一河川の流域ないの隣接した自治会(隣接していれば2自治体以上で実施可能)								
(2)設置基数 5基以上(内改造1基以上を含む)								
※6 改造の場合工事写真に単独撤去前、撤去状況、撤去後の写真が必要になります。								
明記されている電話番号は市町村によって、代表番号のものもあります。 市町村によっては4/1以降の人事異動により担当者が異なる場合があります。 条件により、市町村によって補助金額が異なる場合があります。担当窓口にてご確認ください。								

自らが居住する住宅建物で10人槽以下の浄化槽
かさ上げ H300までとする。(但しH300以上の場合は、ピット工法で対応可)
排水ポンプは、2台交互運転とする。
ガーデンパンは雨水へ接続 ただし、施設の上に屋根を設ける場合は浄化槽に接続可能
平成29年3月20日までに建物も完成した状態である事 また、住民票の異動登録ができる方(引越しが伴う方)。